

子ども・子育て支援新制度について

子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
・家族関係社会支出の対 GDP 比の低さ
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M 字カーブ(30 歳代で低い女性の労働力率)
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善
・待機児童の解消
・地域の保育を支援
・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

※「学校教育」とは学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。

給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付(都道府県認可)
認定こども園、幼稚園、保育所
※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。
- 地域型保育給付(区市町村認可)
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ(学童クラブ)
- 妊婦健診

子ども・子育て関連3法

子ども・子育て関連3法 … 「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

◆3法の趣旨

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実
- 基礎自治体(市町村)が実施主体
- 社会全体による費用負担
・消費税率引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置
・市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務

主な審議事項とスケジュール

平成27年4月には施行予定。子ども・子育て支援給付・事業の実施主体となる市町村は、国の基本指針や基準を踏まえて、都道府県とも調整しつつ、市町村の事業計画の策定、基準の検討、必要な条例の制定を行った上で、施行までの事前準備としての認可・確認事務等を行う必要がある。

		25年4月	25年度夏	25年末	26年4月
国会議	基本指針	→			
	保育の必要性の認定基準		→		
	確認基準		→		
国部会	認可基準(幼保連携型)			→	
	認可基準(地域型)		→		
	市町村事業(※)		→		
市	公定価格、利用者負担				→
	地域型保育・区市町村事業・事業計画策定				→

(※)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の基準は社会保障審議会児童部会にて議論。